

業務仕様書

1. 業務等件名

城址会館トイレ整備業務

2. 業務の目的

令和 8 年に豊臣秀長を主人公とする大河ドラマが放送されることを契機に、秀長にゆかりが深い史跡郡山城跡への来訪者の激増が見込まれる。本業務は、史跡への多様な来訪者に対応するため、史跡内の城址会館に附随するトイレ棟の設備改修を行うものである。

3. 履行場所

城址会館（大和郡山市城内町 253-2）（別紙位置図のとおり）

4. 履行期間

契約日 ～ 令和 8 年 1 月 16 日（金）まで

5. 業務内容

（1）和式大便器の撤去・洋式大便器取り付け

既設の和式大便器 3 基を撤去し、洋式大便器に取り換える。撤去および設置に伴い、便器周辺に生じる空隙は、モルタル、ウレタン防水、ビニル床シート等で補修する。撤去時に発生したコンクリートガラや便器等の廃棄物は、法令等に従って受注者が適切に処分すること。便器設置にあたって支障となるペーパーホルダー等の既設の設備は、適切な位置に再設置すること。

新設する洋式大便器は、以下に示す参考品番と同等品以上とする。

【参考品番】 株式会社 LIXIL C-P13S/BW 1

（2）温水洗浄便座設置

トイレ内の大便器 6 基に温水洗浄便座を設置する。温水洗浄便座の稼働には、各ブース内に設置予定のコンセントを使用する。

既設大便器 3 基については、温水洗浄便座への給水のため、分岐金具を新設すること。止水栓の形態はタンク用止水栓で、タンクとはサプライ管で接続する形態である。

新設する温水洗浄便座は以下に示す参考品番と同等品以上とする。

【参考品番】 株式会社 LIXIL CW-KB31/BW 1

(3) ドアの改修

洋式大便器の設置により、扉が便器に干渉して開閉に支障が生じる2ブースについて、扉の開閉方向を外開きに改修する。既設の扉を使用し、蝶番が開く方向を変更するものとする。

(4) 案内標識、案内表示の設置

トイレの出入口に案内標識を、各トイレブース内に案内表示を掲出する。標識・表示ともに、シール等に印刷して壁面に貼り付けるものとし、A4サイズを想定する。標記は日本語及び英語とし、英文については校正業者等による校正を受けること。

案内標識は、平面図等によりトイレ内を案内するものとし、男子トイレ、女子トイレの出入口にそれぞれ1つずつ掲示する。案内表示は、トイレの使用方法や注意事項を示すものとし、ピクトグラム等の図表示を使用して作成すること。標識、表示ともに詳細な内容や掲示位置については、発注者と協議の上決定すること。

(5) 養生および整理清掃

作業にあたり、既設の設備を損傷・汚損しないよう、十分に養生する。特に隣接する城址会館は奈良県指定文化財であるため、大和郡山市文化財技師と十分に協議を行い、建物部材に影響がない方法で、厳重に養生すること。

作業完了後は養生を外し、整理清掃を行う。

6. その他

(1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、関係法令を遵守すること。

(2) 現地説明会は行わないため、必ず事前に現地確認の上、入札に参加すること。

(3) 本業務の履行場所は、史跡郡山城跡内であり、また城址会館は奈良県指定文化財である。作業にあたっては、大和郡山市文化財技師と綿密な打ち合わせを行い、史跡及び指定建造物の保護に配慮して作業を実施すること。

(4) 業務遂行に必要な用具・機械および資材などは受注者の負担とする。

(5) 作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

(6) 仕様書に記載のない事項や、作業遂行にあたり疑義が生じた場合には、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

(7) 受注者は、業務完了時に発注者の完了検査を受けること。

(8) 受注者は、以下の書類を提出すること。

①契約後の業務開始時

- ・業務計画書
- ・着手届

②業務完了時

- ・業務写真帳
- ・業務完了報告書
- ・業務成果引渡書
- ・竣工図
- ・補修連絡先
- ・英語表記の校正実施を証明する書類（校正証明書等）
- ・案内標識、案内表示のデジタルデータ
- ・設置機器、便器の取扱説明書
- ・設置機器、便器の保証書
- ・試験成績表（機器試運転報告書）

以上